

III. 早期直接支援の手引き—民間被害者援助組織スタッフのために

3/2003 初版

全国被害者支援ネットワーク

目 次

I 危機介入

1. 基本的な事柄
2. 最初の接触—緊急の場での対応
3. 訪問の実際

II パートナーになること

1. 基本的な心構え
2. 活動の前に
3. 活動の際に注意すべきこと
4. 活動の後で

III 初対面のときの対応(初対面モデル)

1. 接点をつくる
2. 問題に目を向ける
3. 問題を取り組む上で留意すべきこと
4. 被害者の年齢による留意点

IV 法廷付き添いサービス

1. 日時場所の確認
2. 事前準備
3. 傍聴に際して
4. 支援者の心構えと対応

V 社会的資源

1. 概論
2. 各論
3. 個々の社会資源についての記載例

VI 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

VII 犯罪被害者への支援活動を行なう者の倫理綱領及びその解説

I 危機介入

1. 基本的な事柄

1) 定義

犯罪の被害に遭うことで、人はときに、自分の力だけでは克服しがたいような心理的ストレスを体験し、危機状態に陥ることがある。

危機介入とは、このような状態にある被害者が、安定したより正常な状況のもとで自らをコントロールする力を取り戻していくようにすることを目的とする、あなた（援助者）と被害者とのあらゆる接触を言う。

2) 組織としての取り組みの基本

- ① 教育訓練：危機介入サービス提供者には、適切な教育訓練を継続実施する必要がある。
- ② 早期支援：危機介入サービスは、被害後なるべく早期に提供できることが望ましい。
- ③ 複数名の派遣：派遣されたサービス提供者が困難な事態に円滑に対応できるよう、複数名派遣を原則とし、役割を分担し、協力し合って対応できるようにする。
- ④ 目標：
 - i　被害者を情緒面で支え、感じていることは誰でもが持つものでありそれらの感情を共感して受け止め表出できるようにする。
 - ii　状況に応じ、被害者を援助するのに必要な関係機関、関係者等と連絡をとり、適切な支援が提供できるような体制作りをめざすこと。
- ⑤ 責任体制：派遣された相談支援員・ボランティアは必要に応じて緊急の連絡や相談ができるよう、事務所には犯罪被害相談員を待機させておく。休日の場合は相談支援担当責任者に連絡先をする。
- ⑥ 資源リスト：支援に役立つ、様々な社会資源のリストを用意しておく。
- ⑦ ネットワーク：普段から地域社会の関係機関・団体や専門家、既存の被害者支援連絡協議会との連携を密にし、必要に応じて円滑に協力が得られるようにしておく。
- ⑧ ホットライン：被害者が緊急の事態において支援組織に連絡が取れるよう、緊急連絡先を伝えておく体制が望ましい。
- ⑨ 警察との連携：早期介入や安全確保を円滑にするため、普段から警察との連携を密にし、信頼関係を築くようつとめる。

3) 危機介入サービス提供者の持つべき基本姿勢

- ① 積極的に、しかし押しつけにならないような、自然な態度でのぞむ。
- ② サービスの提供は、被害者の意向を配慮し、それを確認しながら行う。サービスの内容は支援者側が複数準備し被害者が選べるように配慮する。押しつけにならないよう被害者が望み、かつ受け入れられる範囲内のサービスにとどめる。
- ③ サービス提供に際し、被害者の生活の仕方や価値観・道徳観などに、個人的な評価をしてはいけない。

2. 最初の接触—緊急の場での対応

1) 状況の把握

- ① 被害者に会う前に、必ず、可能な限りの状況（氏名・年齢・職業・家族状況・被害状況等）を把握しておく。
- ② 安全の確認と確保を図ること。現場に警察関係者がいる場合、話し合いをするときは、被害者のいないところで行う。

2) 初対面の時に気をつけること

- ① 被害者との最初の接触は、初対面モデルを用いて確立する。
- ② 上記のことを実施する場合出来るなら、被害者を座らせ話しをするように試みる。

3) 緊急対応で注意すべきこと

- ① 被害者に水をすすめる（ただし、性犯罪被害者が医師の診察をまだ受けていない場合には、証拠採取が問題となることがあるので注意を要する）。
- ② もし被害者が薬を求めていて、それが手許にある場合でも、あなたが手渡したり投与したりしてはいけない（ただし、被害者が自分で飲むのは構わない）。

3. 訪問の実際

1) 初対面モデルの適用

被害者に初めて会うときには、初対面モデルを適用する。

初回訪問の主な目的は、被害者との接点をつくり、被害者の抱える問題を正しく理解し、被害者自身が問題を整理し、問題を克服して行く過程を支援することにある。

もっとやりやすい方法があるかもしれないが、基本的ガイドラインに忠実であるよう努める。

2) 暴力被害からの保護に役立つ法律についての説明

家庭内暴力やストーカー行為に悩む被害者に関わる場合、あなたは下記のような法律について、説明をすることができなければならない。これらの犯罪については、新法の施行で警察等の対応が容易になったので、協力を求めるようにする。

(1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

(通称「DV 防止法」、平成13年10月13日施行)

- ① 対象：「配偶者」
- ② 要件：「身体に対する不法な攻撃で、生命または身体に危害を及ぼすもの」を受けたこと（刑法上、暴行または傷害に当るような行為で、怪我をしていない場合も含む）。
- ③ 保護命令の種類
 - ・接近禁止命令：6ヶ月間、被害者の住所や勤務先等でのつきまとい、徘徊を禁止。
 - ・退去命令：同居の住所などから2週間の退去を命令。
- ④ 保護命令違反の罰則：1年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ⑤ 再度の申し立て：保護命令が発せられて6ヶ月が経過した後、あらたな暴力を受けていない場合であっても再度の申し立てをすることが出来る。
- ⑥ 申立人は、被害者本人に限られる（被害者支援弁護士が代理することも可能）。
- ⑦ 管轄：地方裁判所（相手方の居住地／申立人の居住地／暴力の行われた場所等の）
- ⑧ 申立書の記載方法：被害事実がよく分かるよう、なるべく具体的に日時、場所、暴行内容等を記載する（申立書は相手方にも送達されるので、住所等の記載には注意を要する。）
- ⑨ 警察と都道府県の対応：本法が施行された結果、都道府県の配偶者暴力に関する相談センターや、警察が、積極的に対応できるようになった。
- ⑩ 裁判所における審理：以下の手順で進行する。
 - ・申立人の面接：（1週間以内程度で実施）非公開の場所で、30分程度の質問。
 - ・相手方の審尋：（その後1週間以内程度で実施）非公開の法廷での質問。申立人が立ち会うこともできるが、安全を考え代理人に留めるのが無難である。
 - ・発令：事実が明らかであれば、相手方の審尋後、直ちに発令される。

(2) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」

(通称「ストーカー規制法」、平成12年11月24日施行)

- ① 規制対象：「つきまとい等」および「ストーカー行為」
 - ② 「つきまとい等」の定義：特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的で、次の行為を行うこと。
 - 1.つきまとい、2.待ち伏せ/押し掛け、3.監視していると告げる行為、4.面会/交際の要求、5.乱暴な言葉、6.無言電話、7.汚物等の送付、8.名誉の侵害、9.性的羞恥心の侵害
- (1～4の行為については、身体の安全を脅かす等、程度がひどい場合に限定される。)

- ③ストーカー行為の定義：同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う行為
- ④警察への申出：被害者は所轄の（被害者の居住地を管轄する）警察に対して、「警告等を求める申出」、あるいは「援助を受ける旨の申し出」を行うことが出来る。
- ⑤警告を求める申出：被害者自身が行う必要があるが、親権者や弁護士等が代理人として申出をすることもできる。
- ⑥警告：被害者から警告を求める旨の申出を受理した警察は、必要と認めれば、その行為者に對し「更に反復して当該行為をしてはならない旨」を警告することができる（警告は行政指導の一一種で、受けた者が自発的に行行為をやめることを期待するもの。）。
- ⑦禁止命令：警告を受けた者がそれに従わずに当該違反行為をした場合、都道府県警察公安委員会は必要と認めるとき、当該行為反復の禁止命令、あるいは被害の反復を防止するために必要な事項の命令を、発することが出来る。
- ⑧禁止命令等を行う際には、行為者の人権保護にも配慮し、聴聞を行う。
- ⑨禁止命令違反：禁止命令等違反には罰則が設けられている（命令に違反してストーカー行為が行われた場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。）。
- ⑩仮の命令：被害者が警告を求める旨の申出を行った際、緊急の必要があると認めるときは、警告等通常の手続きを経ずに、当該行為をしてはならない旨を命ずることができる（効力は15日間で、その期間内に公安委員会が「意見の聴取」を行う）。
- ⑪被害者に対する援助：被害者の申出が相当と認められる場合、警察は自衛措置の教示（防犯指導）に加え、必要とされる次のような援助を行う。
 - ・被害者がストーカー行為防止のために行為者と交渉を行うのに必要な事項の連絡
 - ・行為者の氏名住所等の教示
 - ・被害防止のための交渉についての助言
 - ・ストーカー被害防止活動を行っている民間団体等の紹介
 - ・被害防止のための交渉の場所として警察施設を利用させること
 - ・防犯ブザー等の防犯機具の貸出
 - ・警告等の行政措置を実施したことを明らかにする書面の交付 など。

3)社会資源リストの整備と情報の提供

民間援助組織は、被害者が利用できる社会資源のリストを作り、必要に応じてその情報を的確に提供できなければなりません。そのリストは、以下のものを含み、その有効な利用方法をも記したものでなければなりません。（第 章を参照のこと）

- ①民間被害者援助組織 ②警察 ③配偶者暴力支援センター ④シェルター
 - ⑥病院 ⑦福祉事務所 ⑧弁護士事務所（弁護士会による相談機関等）⑨保健所等
- 支援組織が作成した社会資源リストを、自分自身の体験や、知り合った人名等で補い、さらに充実させて行くよう試みる。

4)サービス提供者のチームワーク

被害者への直接支援を実施する場合、複数で活動することが原則とされます。チームを組む者同士は、役割を適切に分担し、協力して支援に当たらなければならない。

- ① 訪問先において、チームメンバーは互いに、被害者のその時々の反応や、自分の仲間の支援者の仕草や表情などに注意深く気を配り、その意を的確に読み取るよう努める必要がある。
- ② 緊急に重要な決断が必要な場合には、組織の相談支援責任者に連絡をとり、指示を受ける。
- ③ もし訪問の際のリーダー役が充分その役割を果たせないようであれば、役割を交替してみる。

5)訪問の終結

- ① 状況が安定したら、被害者にあなたの苗字と、適切な連絡先を記した、あなたのカードを渡す。
- ② 手順を振り返ってみた上で、次のステップに繋ぐ。
- ③ 長居はしない。出来る限りの事をしたなら、潔く退去する。
- ④ あなたが全ての人を助けられるわけではない。支援が受け入れられなかつた場合には、被害者に援助センターのパンフレットとあなたの名刺を渡して辞去する。
- ⑤ 警察官と一緒に場合には、警察官の任務に支障が出ないよう配慮しながら支援をする。以後の支援は相談支援員の役割であり被害者も相談員も安全だと思えた場合は、なるべく早く警察官を解放してあげる。
- ⑥ 警察への連絡を密にし、普段からよい協力関係を保つよう心がける。

II パートナーとなること

危機介入等早期直接支援の場合には、二人の援助者がペアを組んで活動するのが原則である。提供できる支援サービスの質は、ペアを組む二人が良きパートナーとなるかどうかで大きく左右される。パートナーとなる者には、次のようなことが求められる。

1. 基本的な心構え

- ① 新しいパートナーと共に活動するという経験を、あなたの「ものの見方」や「能力」を拡げることが出来る研修の場と見なす。何かの理由であなたが一緒に活動したくないと思う人においても、困難を乗り越えることは、一つのより良い解決策である。
- ② あなたが一緒に活動する人を理解するために、時間をかける。

2. 活動の前に

1) 計画的訪問や同行の場合

- ① 前日までにチームを組み、事件や被害者についての情報を事前に調べておく。
- ② 当日の現場における役割分担を（リーダー役は誰かも）、予め決めておく。

2) 緊急出動の場合

- ① 事前に必要な情報を可能な限り入手し、安全面に配慮し、警察との連絡を密にする。
- ② 現場に到着する前に、二人で介入支援計画について話し合い、到着して最初のリーダー役を誰がとるかということも、明確に決めておくこと。

3. 活動の際に注意すべきこと

- ① 活動中、時々パートナーの方を見る。パートナーがあなたに表情や仕草などで、何らかのメッセージを送ろうとしているかもしれない。
- ② あなたがリーダー役ではない場合でも、積極的な姿勢を保ち、状況が許す時に提供できる建設的な支援をいつも視野に入れておく。
- ③ 状況に応じて、パートナーと役割を交替することが出来るように常に準備をしておく。通常、パートナーか或いは被害者本人の様子から、交替が求められているか否かがわかる。

4. 活動の後で

- ① 活動を振り返り、感想や意見を述べ合うことは大切である。パートナーは互いにフィードバックし合い、建設的な意見を受け止め、いつでも活用することが出来なければならない。
- ② あなたとあなたのパートナーにストレスが及ぼす影響を自覚することを忘れないこと。あなた方のいざれかに必要だと思われたら、ちょっとしたストレス発散を試してみる。
- ③ コーディネーターや他のスタッフも、重荷を分かち合うことの出来るあなたのパートナーと考える。一人で過大な重荷を背負い込まないように心がける。

III 初対面のときの対応(初対面モデル)

支援サービス提供者が犯罪被害者に最初に接するときには、次のような手順に従い、実施事項を確認しながら進めるようにする。

1. 接点をつくる

- 1) 自己紹介：自己紹介をし、役割について説明します。守秘義務を有していることも伝える。
- 2) 被害者の了承：被害者の了承を求め、了承の得られる範囲内で支援を行う。
- 3) 信頼関係：被害者との間に「信頼関係」が築けるように配慮する。

2. 問題に目を向ける

- 1) 身体の具合：被害者の身体の具合（怪我の有無や睡眠・食事状況等）について聞いてみる（適切と思われる場合）。
- 2) 観察と配慮：被害者の態度や表情を注意深く観察して、気持や話の内容を的確に把握するよう努める。
- 3) 感情の表出：怒りや悲しみ等被害者が感情の表出をすることを妨げないようにする。
- 4) 罪責感の緩和：自分を責める被害者には、「あなたのせいではない」と伝え、被害者が持つ罪責感の緩和に努める。
- 5) 質問：オープンエンド（被害者自身が考えて答えなければならない）質問をするようとする。
「はい・いいえ」で応えられる質問は避ける。
- 6) 対話：対話を通じて問題点に目を向ける。その際、訓練を受けた対話技法（例えば、積極的傾聴、反映技法、言い換え技法等）を積極的に活用する。
- 7) 対話の焦点：対話の焦点を「現在の被害感情や生活状況等」にあてるよう、心がける。
- 8) 被害者の関心事：「一番気になるのは、どんなことですか？」といった質問を通して、被害者が最も気にしていることを把握し、その対応策を考える。
- 9) 総括
被害者が回復する時にはどこに視点を当てた支援が必要かを総括し、次回に繋げ退出する。

3. 問題を取り組む上で、留意すべきこと

- 1) 被害者自身が、解決策を有しているので、被害者自身が考えることが出来るような対応に心がけ、被害者の意志を尊重することが大切である。
- 2) 必要に応じて、参考になる複数の情報（刑事司法・心理的状態・関係機関や病院情報等）を提供し、支えながら回復を待つ体制が必要である。
- 3) 「何かお役に立てますか？」という聞き方が有効である。求められたら、資源情報等、必

要とされるものを提供する。

- 4) 被害者の回答に迷いを感じたら、上記の「2」段階に戻る。

4. 被害者の年齢による留意点

1) 高齢の被害者

高齢の被害者は、被害による打撃を、身体的にも精神的にも、また経済的にも、若い人以上に強く受けることが多く、その回復も遅れがちとなる。対応に際しては、以下のような点に、特に配慮する必要がある。

- ① 身体の具合はどうか、疲れていないか、気分は悪くないか、治療中の病気はないか等を聞く。
- ② 質問はオープンエンド（被害者自身が考えて答えなければならない。）のものとしながら、質問の意味を正しく理解しているか、正確に聞こえているかなど、確認しながら、対話を進める。
- ③ 対話は被害者のペースに合わせ、急がない。質問は一つずつし、回答を得てから次に進む。被害者の話を中断しない。
- ④ 虐待や、遺棄などの痕跡が窺えないか、注意する。
- ⑤ 被害者の尊厳に配慮し、そこで何かを決定するときには参加を求める。
- ⑥ 困っていることがあるようなら、遠慮せずに援助を求めるよう、励ます。
- ⑦ 被害者が後で参照できるよう、話し合った要点をまとめ、メモを渡す。

2) 子どもの被害者

子どもの被害者は、心身への被害の打撃により適応障害を来しやすい上、事件後の二次被害の影響もより一層大きなものとなる可能性がある。対応に際しては、以下のような点に、とくに配慮する必要がある。

- ① 会う場所は、子どもが安心できるような場所を選ぶ。
- ② 被害者が希望する場合には、親など、安心できる人が同席するようにする。
- ③ 被害者の年齢や、被害内容、親子関係などによっては、親の同席が望ましくない場合もある。
- ④ 子どもの被害者は、強いストレス下で一時的に心理的退行を示すこともある。
- ⑤ 被害者の年齢に適した聞き方、話し方をする（赤ちゃん言葉は用いない）。
- ⑥ 語彙の不足や、羞恥心、叱責を恐れる気持ちなどから、会話に困難を来すこともある。
- ⑦ 被害者には思いやりといったわりをもって接する。子どもは、それを支えとして、困難に立ち向かうことが出来る。

IV 法廷付き添いサービス

1. 日時・場所の確認

① 担当検察官を調べる。

検察庁の代表電話に電話をかけ、「公判事務課の事件管理担当」に電話を繋いでもらう。

② 事件管理担当に担当検事を教えてもらう。

被告人の名前を伝えることが必須で、できれば罪名も分かった方が良い。

(注) 被害者の名前から担当検事を探し出すことは、ほぼ不可能である。

* 事件を担当した警察官や、検察庁の被害者ホットラインに電話をして調べてもらう方法もある。

③ 担当検事を教えてもらったら、その電話をそのまま担当検事に繋いでもらうか、代表電話にかけ直して繋いでもらう。

④ 担当検事に繋がったら

・都民センター及び付添支援について説明する。

・公判期日、開始時刻を教えてもらう。

・裁判を担当する部と裁判が行われる法廷を教えてもらう。

* 裁判所に直接電話をかけて、日程等を聞くこともできる。代表に電話をし、「刑事裁判の日程を知りたい。」と伝え、係につないでもらう。

当日、裁判所の受付でその日に行われる裁判の一覧表を見せてもらうこともできる。

2. 事前準備

① 傍聴券の確認

多数の傍聴人が予想される時、傍聴券を必要とすることがあるので、傍聴券交付の有無、交付の方法（先着、抽選等）も確認する。

なお、被害者等には特別傍聴券が交付されるので、検事に対して被害者等が傍聴を希望していることを伝え、検事から裁判所に特別傍聴券（上限3～4枚くらい）の交付を要請してもらう。特別傍聴券を受け取る方法も確認しておく。

② 場所の確認

最初の傍聴付添の前に一度裁判所に赴き、法廷の場所、トイレ、控え室の場所等を確認しておく。

被害者等と連絡を取り、待ち合わせ場所、時間を決める。裁判直前に、検察庁で検事と打合せを行う場合もあるので、状況に応じて分かりやすい場所を選定する（例：裁判所1階の受付前、法廷前）。

事件により、入口で持ち物検査が行われることもある。

③ 担当検事との連携

事前に担当検事と連絡を取り、被害者等の要望や疑問点を伝える（閉廷後に説明会を開いて

ほしい、上申書を提出したいなど)。

3. 傍聴に際して

- ① 法廷には傍聴人入口から自由に入ることができる。
- ② 傍聴席には、被告人側の関係者、マスコミ関係者（腕章等はしていない）がいる可能性もあるので、傍聴席での会話は慎重にする。
- ③ 身分証明書、メモの道具等を持参する。荷物置き場はなく、椅子も小さいので荷物は少ない方がよい。
- ④ 公判を傍聴すると数多くの疑問点を感じ、支援者に対して質問が投げかけられる場合もある。裁判の内容、進行状況、見通しなどについては担当検事の説明を受けるのがベストである。被害者等に説明をしてもらえるよう取り計らうことが大切である。
- ⑤ 次回裁判の日程は、裁判の最後に決定する。聞けなかった場合は、担当検事や裁判所で確認することができる。

4. 支援者の心構えと対応

- ① 裁判の内容について、安易に支援者の意見を伝えることは差し控える。
- ② 被害者等から受けた質問については、慎重に対応する。
- ③ マスコミへの対応など、必要と思われることは事前に被害者等に意思確認しておく。
- ④ 裁判傍聴は、被害者等にとって大きな負担であり、精神的にも動搖するということを心に留めておく。
- ⑤ 裁判傍聴の意味や被害者等の役割の重要性について伝えたり、被害者等の気持ちを受け止めたりすることで、精神的サポートに配慮する。
- ⑥ 法廷内には加害者側がいることが多いので、常時注意する。
- ⑦ 被害者親族が傍聴している時は、遺族との関係にも注意し必要な支援を行う。